

訪問介護重要事項説明書

[令和 年 月 日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(1) 当事業所

TEL 0195-78-4220 (午前8時30分から午後5時30分まで)

担当 サービス提供責任者 訪問介護員

(2) お客様が契約している指定居宅介護支援事業所

2 富士見荘指定訪問介護事業所 (通称「ホームヘルプステーションみちのく」) の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	富士見荘指定訪問介護事業所 (通称「ホームヘルプステーションみちのく」)
所在地	〒028-7303 岩手県八幡平市柏台2丁目5番15号
介護保険指定番号	訪問介護事業 (岩手県0372100776)
サービスを提供する地域	岩手県八幡平市内 (ただし、松尾地区及び西根地区に限る)

(2) 当事業所の職員体制

職種	資格要件	常勤	非常勤	業務内容
管理者 (兼務)	介護福祉士資格	名	名	事業運営の総括的管理
サービス提供責任者	介護福祉士資格	名	名	相談・苦情処理並びに 訪問介護業務
事務職員	介護福祉士資格	名	名	出納等経理事務
訪問介護員	介護福祉士	名	名	訪問介護業務
	実務者研修修了資格	名	名	訪問介護業務
	初任者研修修了資格	名	名	訪問介護業務
合計		名	名	

(3) サービス提供時間

営業日 日曜日から土曜日まで

営業時間 8:00より18:00まで

※1. 利用時間帯により料金が異なります。

3 派遣する訪問介護員

指定居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画 (ケアプラン) に基づき、必要な時期に、必要な時間に応じて、訪問介護員を派遣します。

4 サービス内容

(1) 身体介護

種類	介護の内容
食事介助	食事摂取及び配膳・下膳介助等食事摂取全般に関わる介助
入浴介助	全身入浴、洗髪及び更衣介助等入浴全般に関わる介助
排泄介助	おむつ交換、トイレ、ポータブルトイレ及び尿器利用介助等排泄全般に関わる介助
清拭	全身・部分清拭、部分浴及びドライ洗髪等身体清拭全般に関わる介助
体位変換	仰臥位・側臥位への体位変換及びベッドのギャジアップ等体位変換全般に関わる介助
整容	衣類着脱、整髪、髭剃り、洗面等日常生活維持に必要と考えられる整容介助
移動等	車椅子移乗と移動、歩行器移動、単独歩行、起床及び就寝等移動・動作に関わる介助
通院付添	徒歩、タクシー、公共交通機関による通院全般（日帰り可能な地域内）に関わる介助
その他	上記以外で介護保険が適用される身体介護

(2) 生活援助

種類	介護の内容
買物	食料品、日用品雑貨、衣類、身の回り品購入及び付添い（サービス時間内往復可能地域内に限る）
調理	日常生活における、朝、昼、夕食の準備
掃除	主に利用者が使用する範囲の居室（寝室、居間、トイレ、廊下、浴室）及びごみ出し
洗濯	利用者の利用する衣類、寝具の洗濯
縫製	利用者の衣類寝具の綻び補修、雑巾縫い等
整理	衣類その他の整理整頓
その他	上記以外で介護保険が適用される生活援助

5 利用料金

(1) 利用料

お客様が介護保険、又は介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスからの給付サービスを利用する場合は、契約書別紙の通りです。

ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は、全額お客様のご負担となります。

※以下の場合、利用料の他に別途加算を頂きます。

1. 新規初回訪問の場合、または過去2ヵ月間サービス提供を受けていない場合

初回加算	—	200単位/月
------	---	---------

2. 緊急にケアマネージャーが必要と認めたときに居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合

緊急訪問介護加算	—	1回につき100単位（月2回まで）
----------	---	-------------------

3. 止むを得ない事情で、かつ、お客さまの同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。（居宅サービス計画で位置づけられた場合）

(2) 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

交通費の実費として、事業所からの区間1キロメートル当たり40円いただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先) TEL 0195-78-4220 富士見荘指定訪問介護事業所

連絡の状況	キャンセル料
ご利用日の前日午後5時30分までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用日の前日午後5時30分までにご連絡をいただかなかった場合	基本料金の50%

※ ただし、前日の午後5時30分までに連絡不可能な事情があった場合はこの限りではありません。

(4) その他

- ① お客様のお住まいでサービスを提供するために使用する水道、ガス及び電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 料金の支払い方法
毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、請求後10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。
ただし、銀行振り込みの場合は、金融機関の振込領収書をもって領収証に返させていただきます。
お支払方法は、銀行振込、現金集金及び口座引き落としの3通りの中から、契約の際に選ぶことができます。
- ③ 記録の謄写費等介護保険適用外の費用はお客様のご負担となります。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。

当事業所職員が、お客様のもとへお伺いしてサービス内容を協議します。その上で訪問介護計画を作成すると同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの提供を終了する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1か月前までに文書でお知らせいたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくしてサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合及びお客さまやご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客さまは文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客さまが、サービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わなかった場合、またはお客さまやご家族などが当事業所や職員に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、あるいは本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 当事業所の訪問介護サービス利用にあたって

(1) 運営方針

社会福祉法人みちのく協会の設立理念であります「愛と献身」を基盤に据え、介護保険法の趣旨に基づき、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、地域社会の中で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として訪問介護事業運営を行います。

この方針を徹底し、かつ訪問介護事業の資質向上を図るために不断の努力を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
訪問介護員の指定	無	人員及び体制の関係上、応じかねます
男性訪問介護員の有無	無	
職員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	

8 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族及び居宅介護支援事業者等への連絡を行うことにより対応します。

主治医	主治医氏名	
	連 絡 先	(Tel)
ご親族	氏 名	
	連 絡 先	(Tel)
その他支援事業者等	氏 名	
	連 絡 先	(Tel)

9 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客さまに対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客さまがお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再

発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客さまに対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。（当事業所は、損害賠償保険契約を保険会社と結んでおります。）

10 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえたお客さま及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知りえたお客さま及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者は、お客さまの医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による合意を得た上で、必要な範囲以内でお客さま又はご家族の個人情報を用います。

11 虐待防止について

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

虐待防止に関する責任者	管理者	谷地 めぐみ
-------------	-----	--------

- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備をしています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12 身体拘束の適正化について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

13 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所のお客さま相談・苦情担当

〈苦情受付窓口（担当者）〉	サービス提供責任者	谷地 めぐみ
		熊谷 いずみ
〈苦情解決責任者〉	管理者	谷地 めぐみ
〈苦情受付連絡先〉	TEL	0195-78-4220

- (2) 第三者委員

本事業所（みちのく協会）では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員〉

名 前	連絡先
中軽米 こう子	TEL [REDACTED]
高橋 誠子	TEL [REDACTED]
高橋 まゆみ	TEL [REDACTED]
笹森 忠知	TEL [REDACTED]

(3) 当事業所以外に、各市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

機関名 八幡平市役所

担 当 介護保険担当課

TEL 0195-74-2111 (代表)

岩手県国民健康保険団体連合会

担 当 介護サービス苦情処理窓口

TEL 019-604-6700

(4) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

1.4 当事業所の概要

名称・法人種別：社会福祉法人みちのく協会

代表者職氏名：理事長 工藤 和子

管理者職氏名：管理者 谷地 めぐみ

法人所在地：岩手県八幡平市松尾寄木第11地割13番地1

電話番号：0195-78-2455

定款の目的に定めた事業：1. 特別養護老人ホーム富士見荘（指定介護老人福祉施設の設置経営）
 2. 老人短期入所施設富士見荘（指定短期入所生活介護施設）の設置経営
 3. ケアハウスアーベイン八幡平の設置経営
 4. 松尾デイサービスセンター（指定通所介護施設）の設置経営
 5. 富士見荘指定訪問介護事業所の設置経営
 6. 富士見荘指定居宅介護支援事業所の設置経営

平成 26 年 4 月 1 日付にて、1- (2) の介護職員の名称の変更した項目施行

平成 26 年 4 月 1 日付にて、5- (1) の利用料金の変更した項目施行

平成 26 年 4 月 1 日付施行 5- (2) の項目 事業所から八幡平市旧松尾内圏内外は、
1K40 円を実費とした

平成 27 年 4 月 1 日付施行 5- (1) の項目 介護報酬改定に伴う料金変更
12- (2) の項目 市役所移転に伴う電話番号変更と支所の削除

平成 27 年 6 月 1 日付施行 13- 8 はらからの里施設追加設置となる

平成 29 年 4 月 1 日付施行 5- (1) ※1.2.3.の項目 料金表を削除し契約書別紙記載とした
5- (1) の項目 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを追加とした

令和 4 年 4 月 1 日付施行 12- (2) の項目 第三者委員の追加
12- (3) の項目 第三者による評価の実施状況を追加とした

令和 6 年 4 月 1 日付施行 12 の項目 身体拘束の適正化についての項目追加
13- (2) の項目 第三者委員の追加

令和 7 年 1 月 1 日付施行 1- (3) の項目 サービス提供時間の変更